

平成30年第1回香芝・王寺環境施設組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 平成30年2月20日
- 2 招集場所 香芝・王寺環境施設組合2階議場
- 3 出席議員 8名
 - 1番 鎌倉文枝
 - 2番 中川義弘
 - 3番 幡野美智子
 - 4番 楠本勝
 - 5番 小西高吉
 - 6番 北川重信
 - 7番 中川廣美
 - 8番 中村良路
- 4 欠席議員 0名
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 吉田弘明

副管理者 平井康之

香芝市市民環境部長 堀本武史

香芝市都市創造部長 奥田芳久

王寺町住民福祉部長 浅井克矢

事務局長 卜部茂和

6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平 野 厚

事務局主幹 高 岡 伸 也

事務局主事 長 田 佳 文

7 会議の事件は、次のとおりである。

承第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例の専決処分の報告及び承認につい
て

議第1号 香芝・王寺環境施設組合情報公開条例を制定す
ることについて

議第2号 香芝・王寺環境施設組合個人情報保護条例を制
定することについて

議第3号 香芝・王寺環境施設組合の議会議員の議員報酬、
特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改正することについて

議第4号 平成30年度香芝・王寺環境施設組合一般会計
予算について

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

3番 幡 野 美智子

8番 中 村 良 路

9 開会 午前10時00分

(議長 鎌倉文枝) 皆様おはようございます。

本日、告示第1号をもって、第1回定例会を招集されたところ、議員各位には、何かとご多用の中、出席賜り誠にありがとうございます。

会議に入らせていただく前に、事務局から発言を求められていますので、許可します。

(事務局長 ト部茂和) はい、議長。

それでは、事業系一般廃棄物ごみ市外ごみの美濃園への搬入に係る平成29年12月1日以降の経過報告をさせていただきます。

AMカンパニー株式会社については、これまでの調査過程において、当該業者が広陵町で収集した事業系一般廃棄物を美濃園に搬入していたと考えられ、また、調査段階で虚偽の報告を行ったことも見受けられることから、厳罰処分を実施すべきではありますが、現状の規則の範囲内での処分は難しく、誠に遺憾ながら組合としましては、お手元に配布しております、注意喚起文書を1月26日に当該業者に通知いたしました。

また、香芝市では、香芝市事業系一般廃棄物搬入違反問題調査委員会において審議された中で、当該業者を許可条件違反、信用失墜行為及び市外ごみ搬入により、30日間の事業

の停止処分を決定され、組合の注意喚起文書と同日付で業務停止命令書を送付された状況でございます。

については、平成30年度より違反搬入業者に対する罰則を強化するため搬入規則の改正を香芝市並びに王寺町と連携をとりながら進めて参りたいと考えます。

また、違法にゴミを持ち込まれた当事者として、何らかの損害賠償を求めることが可能かなど、弁護士等と協議はすでに行っているところです。

なお、当該案件に関し、2月13日付で組合監査委員宛に住民監査請求書が提出されました。

請求内容は、越境搬入により組合に対して与えた損害につき賠償請求を怠っている。という内容です。

監査結果については独立機関である組合監査委員に行っていただくこととなりますが、組合としてはその結果を尊重して参りたいと考えます。

以上でございます。

(議長 鎌倉文枝) ただ今の事務局の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方ご発言を願います。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 半年以上経過しましたが、その間でどのよう

なことが分かってきたのか、教えていただければと思います。

(事務局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(事務局長 ト部茂和) 先ほど経過報告を説明させて頂きましたように、香芝市と組合の方で違反業者に対して、原因究明の調査を進めた結果として組合としてはお手元に配っております注意喚起文書、市の方では30日間の業務停止の処分となりました。以上でございます。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 新聞によると金額的なことも明記されていますが実際、美濃園が被った損害の金額は把握されいますか。

(事務局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(事務局長 ト部茂和) 今回の監査請求は組合監査委員に出されたもので監査委員が判断されますのでその審査の結果を尊重したいと思います。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) それでは、新聞に書かれている金額になるのですか。

(事務局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、ト部局長。

(事務局長 ト部茂和) そのことについては、監査委員さんが調査し判断されますので、私の方からお答えは控えさせていただきます。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 監査委員が判断されることですが、ある程度美濃園自身が金額を把握してなければ、市民の税金が全てではないけれども市民に損害が被っていることになるので、その辺がやはり納得できるような事務方が把握していただきたいとそう思うのですが、管理者どうですか。

(管理者 吉田弘明) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 吉田弘明) 今事務局から申し上げたように、今は具体的に言えない、法的なことも含めて調査中でございますので、明らかになってきましたら、皆様にご報告させて頂くこととなります。

監査請求に出ている金額については、何を根拠に積み上げているのか分からないのでこれについてもこれもまた監査委員の方々のご判断を通じて、この辺について我々は断固強い

態度で臨んでいきたいと思えます。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 市民の税金でございますので、やはりちゃんとした金額が明記されながら損害賠償は損害賠償なりによりしくをお願いします。

それと搬入に関しての規則が余りにも不備ではないかと感じるわけで罰則規定を当然明記していかななくてはならなくてはならないかと思えますが、その辺はどうですか。

(事務局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、ト部局長。

(事務局長 ト部茂和) 先ほども報告の方で申し上げましたとおり搬入規則の罰則の改正を香芝市並びに王寺町と協議しながら進めている途中ですが、二点ほど今の段階で強化する内容を報告させて頂きたいと思えます。

まず、現状の規則では搬入禁止の期間がございませんでしたので、搬入禁止の期間を設定したいと思えます。

それから組合市町の処分を受けた場合組合においても処分を行いたいと思えます。以上でございます。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 今まで、処分についてちゃんと謳われてない、取り消し処分を踏まえて、ちゃんと載せておくべきだと思っておりますし、明確な規則を作って頂きたいと要望だけしていきたいと思います。

それと業者さんが搬入される年間計画とかを美濃園で年間一体どれだけ搬入されるのか、それで実態はこうだったということも含めてやはりそういった業者さんが提示されるのも一つのそういった対策も含めてできる範囲があると思います。それはどうですか。

(事務局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(事務局長 ト部茂和) 事業系のごみについては、毎月搬入量の集計を取っておりますので、そこらへんも勘案しながら先月ごみの量が増えてるとか調査しながら処分の方もしていきたいと思います。以上でございます。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 年間も含めて、予定をたてて、その辺で毎月どうだった、なぜこのようなことが起きるのか、逆に疑うこととなりますからね、やはりもっとはっきりとしたちゃんと数量とかを含めて提示して頂いて計画を立てて頂く、やはり

その量以外になったらおかしいなということも踏まえてもつともつとここで、一番大事な点はここですよ、どんだけきたら、やはり数量というのが一番ですよ、これをちゃんとして頂きたい、どうですか管理者。

(管理者 吉田弘明) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 吉田弘明) 中村議員がおっしゃるとおりで、全国的にある組合の規約を見させてもらったところ、基本的にやはり業者さんにおいて協力を頂いているという前提の話でミスを犯すとか行為に悪い事をするというような前提にしていなくてというのが現状でして、今回についてはそういったことが見られますので、今後はそういった取り消しも含めた処分を具体的にやらないと、冒頭にありましたように遺憾ながら決まっていなかったがゆえに中々厳しい処分もできなかったというところもありますので、冷静にみて処分をできるような形にしていきたいと、いずれにしても成果を上げたいと、頑張っていきたいと思います。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 今管理者が言われたように、きっちりと、今そういったあやふやな時代ではないという認識を改めて持つ

ていただきたいと思います。業者さんもしないということで、簡単な処分と思いますが、今はそういった時代ではない、はっきりとした時代になってきてるので、それなりの対処ができるようくれぐれもよろしくお願いいたします。

(議長 鎌倉文枝) 他にありませんか。

(議員 小西高吉) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、小西議員。

(議員 小西高吉) 確認だけさせていただきます。監査請求を起こされて、それを監査委員さんが調べられるわけですが、その結果が出次第全協などを開いて報告をしていただけるのですか。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 監査委員さんに審査して頂きますが、結果は早急に報告させて頂きたいと思います。

(議長 鎌倉文枝) 他にありませんか。

(ありませんの声)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、質疑を打ち切ります。

ただ今から、平成30年第1回定例会を開会します。

本日、案件となっております議案につきまして、慎重にご

審議をいただきまして、本会議がスムーズに運営できますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に管理者、開会の挨拶を願います。

(管理者 吉田弘明) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 吉田弘明) 改めまして、皆様おはようございます。すっかり春らしくなりまして日差しも暖かくなってきました。

本日、香芝・王寺環境施設組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとお忙しい中ご出席をいただき誠にありがとうございます。

組合の新ごみ処理施設につきましては、昨年7月に事業者審査委員会を立ち上げ、事業者選定に向け順調に作業を進めてまいりましたが、2月1日に入札参加資格が確認された参加業者より辞退届が提出され、現在、辞退要因等を精査し、再度入札公告に向け作業を進めております。当初の予定より事業が遅れる形とはなりますが、重ねてご協力の程お願いを申し上げておきたいと思えます。

さて、本日の定例会に上程いたしております議案につきましては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告・承認、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定、議会議員の議員報酬、特別職職員で非常勤のもの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、平成30年度一般会計予算についての計5議案でございます。

どうか慎重審議賜りまして、原案可決・承認賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

(議長 鎌倉文枝) それでは、議事を進行させていただきます。

ただ今の出席議員は、8名でございます。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しています。

よって、平成30年第1回定例会は成立しました。

まず、本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議がないようでございますので、お手元の日程どおり、本日の議事日程とすることに決めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規程により、議長において、3番、幡野美智子議員、8番、中村良路議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議がないようでございますので、本定例会
の会期は、本日1日といたします。

日程第3、承第1号、一般職の職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてを
議題とします。事務局、議案の朗読を願います。

(次長 平野厚) はい、議長。

承第1号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改
正する条例の専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、一般職の職員
の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、次の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、
その承認を求めらる。

平成30年2月20日提出、香芝・王寺環境施設組合管理
者吉田弘明、以上です。

(議長 鎌倉文枝) 理事者、提案説明を願います。

(事務局長 ト部茂和) はい、議長。

ただいま、提案になりました、承第1号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について、提案理由説明を申し上げます。

議案書の4ページ及び新旧対照表の1ページをご覧ください。

本案は、国において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成29年12月15日に公布、一部施行されたことに伴い、当組合においても、国に準じて一般職の職員の給与水準を改訂するため、「一般職の職員の給与に関する条例等」の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年12月22日に専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

主な改正点は、給与改定等でございます。

何卒、慎重審議のうえ、原案承認賜りますようお願い申し上げます。

(議長 鎌倉文枝) これより、質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言を願います。

(ありませんの声)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論のある方、ご発言を願います。

(ありませんの声)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、承第1号、一般職の職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてを
採決します。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議なしと認めます。

よって、承第1号は、報告のとおり承認することに決定し
ました。

続きまして、日程第4、議第1号、香芝・王寺環境施設組
合情報公開条例を制定することについてを議題とします。

事務局、議案の朗読を願います。

(次長 平野厚) はい、議長。

議第1号、香芝・王寺環境施設組合情報公開条例を制定することについて。

香芝・王寺環境施設組合情報公開条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出、香芝・王寺環境施設組合管理者吉田弘明、以上です。

(議長 鎌倉文枝) 理事者、提案説明を願います。

(事務局長 ト部茂和) はい、議長。

ただ今、提案になりました議第1号、香芝・王寺環境施設組合情報公開条例を制定することについて、提案理由をご説明申し上げます。議案書の13ページをご覧ください。

本案は、組合の行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、組合が保有する情報の一層の公開を図り、組合の運営やその内容を住民の理解と参加の下に公正で開かれた組合運営の実現を図ることを目的とし、当組合で整備されていなかった情報公開条例を制定するものでございます。

何卒、慎重審議のうえ、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

(議長 鎌倉文枝) これより、質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言をお願いします。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員

(議員 中村良路) 今回、情報公開条例を出されました。

なぜ今の時期ですか。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 次に提案させていただきます、個人情報保護条例もそうですが、新ごみ処理施設建設に向け、業者選定、契約を控え、業者選定や契約内容等、開示請求が出てくる可能性が高く喫緊の整備必要ということで、提案させていただきました。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 情報公開条例は、もっと以前に法律で、今までの期間なかったということは、こういったことも含めて当たり前のことをちゃんと前もってしていかなければならない。

それを言いたいところで、法律は以前にあったことを今言うことをそういうことが無いような組合の運営をやって頂きたい。というのを強くお願いをしたいと思ってます。以上です。

(議長 鎌倉文枝) 他にありませんか。

(ありませんの声)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論のある方、ご発言を願います。

(ありませんの声)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議第1号、香芝・王寺環境施設組合情報公開条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議なしと認めます。

よって、議第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、日程第5、議第2号、香芝・王寺環境施設組合個人情報保護条例を制定することについてを議題とします。

事務局、議案の朗読を願います。

(次長 平野厚) はい、議長。

議第2号、香芝・王寺環境施設組合個人情報保護条例を制定することについて。

香芝・王寺環境施設組合個人情報保護条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出、香芝・王寺環境施設組合管理者吉田 弘明、以上です。

議長 鎌倉文枝) 理事者、提案説明を願います。

(事務局長 ト部茂和) はい、議長。

ただ今、提案になりました議第2号、香芝・王寺環境施設組合個人情報保護条例を制定することについて、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の24ページをご覧ください。

本案は、個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、組合の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を定めることにより、個人の権利や利益の保護を図り、住民の基本的人権の擁護及び公正で民主的な行政の推進に資することを目的とし、当組合で整備されていなかった個人情報保護条例を制定するものでございます。

何卒、慎重審議のうえ、原案可決賜りますようお願い申し

上げます。

(議長 鎌倉文枝) これより、質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言を願います。

(ありませんの声)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論のある方、ご発言を願います。

(ありませんの声)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議第2号、香芝・王寺環境施設組合個人情報保護条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議なしと認めます。

よって、議第2号は、原案のとおり可決することに決定し

ました。

続きまして、日程第6、議第3号、香芝・王寺環境施設組合の議会議員の議員報酬、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

事務局、議案の朗読を願います。

(次長 平野厚) はい、議長。

議第3号、香芝・王寺環境施設組合の議会議員の議員報酬、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて。

香芝・王寺環境施設組合の議会議員の議員報酬、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

平成30年2月20日提出、香芝・王寺環境施設組合管理者吉田 弘明、以上です。

(議長 鎌倉文枝) 理事者、提案説明を願います。

(事務局長 ト部茂和) はい、議長。

ただ今、提案になりました議第3号、香芝・王寺環境施設組合の議員報酬、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、提案理由をご説明申し上げます。議案書の44ページ及び新旧対照

表の23ページをご覧ください。

本案は、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定に伴い、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬の額を定めるものでございます。

委員報酬は、日額、1万円としております。何卒、慎重審議のうえ、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

(議長 鎌倉文枝) これより、質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言を願います。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員

(議員 中村良路) 1万円というのは、何かの根拠があるのですか。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 情報公開条例、個人情報保護条例、そしてこの報酬及び費用弁償に関する条例を一体で議案に提出させて頂いたんですが、これについては香芝市の法制と協議しながら進めてまいりました。一応香芝市の情報公開個人情報審査会の委員報酬一万円と同じ金額とさせて頂きました。以上でございます。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 今何人ぐらい委員さんをお考えですか。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 委員の人数ですが、条例では5人以内となっておりますが、団体の規模として3人を予定しております。

以上でございます。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 団体の規模として3人ですがなんでですか。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 香芝市の法制と協議した中で、香芝市と王寺町の審査委員さんは5人居られますが、団体の規模として3人が良いと予定させて頂いております。以上でございます。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 事務局は、もっと自信をもって発言してください。我々も聴く方として大丈夫かなと思いますので、よろしくをお願いします。

(議長 鎌倉文枝) 他にありませんか。

(ありませんの声)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論のある方、ご発言を願います。

(ありませんの声)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議第3号、香芝・王寺環境施設組合の議会議員の議員報酬、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議なしと認めます。

よって、議第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、日程第7、議第4号、平成30年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について議題とします。

事務局、議案の朗読を願います。

(次長 平野厚) はい、議長。

議第4号、平成30年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について。

平成30年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について、別冊のとおり議決を求めます。

平成30年2月20日提出、香芝・王寺環境施設組合管理者吉田 弘明、以上です。

(議長 鎌倉文枝) 理事者、提案説明を願います。

(事務局長 ト部茂和) はい、議長。

ただ今、提案になりました議第4号、平成30年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

予算書の1ページ及び9ページをお願いします。

本案は、歳入歳出それぞれ6億6千126万円の予算編成で、前年度当初予算に比べ4千80万7千円の増額、6.58パーセントの増となっております。

増額の主な理由としましては、施設費の委託料及び工事請負費で増額となっております。

次に債務負担行為につきまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、4ページの第2表

の債務負担行為をご覧ください。

新ごみ処理施設建設中の設計・施工検査確認のための監理業務委託に係る債務負担行為の設定となります。

なお、施設建設運営費用に係る債務負担行為につきましては、入札公告前の昨年8月29日の臨時会におきまして、債務負担行為設定議決をいただいたところですが、入札不調等により入札できない為、失効となり、再度、再入札公告前に議会の議決を頂き、債務負担行為を設定する予定です。

次に地方債につきまして、地方債の起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法は、5ページの第3表のとおりで、一般廃棄物処理施設整備・運営事業に係る設計・施工監理業務を委託費用に充てる為の起債でございます。

それでは、歳入歳出の事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款1、分担金及び負担金では予算額4億9千382万5千円で、前年度より1千969万3千円の増額、4.15パーセントの増となっております。

分担金の内訳は、香芝市3億4千359万8千円、王寺町が1億5千22万7千円となっております。

また負担割合は、香芝市69.6パーセント、王寺町の

30. 4パーセントでございます。

款2、使用料及び手数料では予算額1億1千349万円で、前年度より114万7千円の減額、1.1パーセントの減となっております。

廃棄物の処理手数料の内訳は、事業系手数料が1億332万2千円、自己搬入手数料が1千16万8千円でございます。

主な減額原因は、搬入量の減少によるものです。

款3、国庫支出金では予算額213万9千円となっております。

これは循環型社会形成推進交付金で、施設建設に係る設計施工監理業務に対する交付金でございます。

11ページ、款4、繰越金では予算額200万円で、前年度と同額で、平成29年度の繰越金収支見込でございます。

款5、諸収入では予算額2千860万6千円で、前年度より658万8千円の増額、29.92パーセントの増となっております。

これはアルミ缶等の売却収益によるもので、主な増額原因は、アルミ等の取扱量の増加及び単価の値上がりによるものでございます。

款6、組合債では予算額2千120万円となっております。

これは、施設建設に係る設計施工監理業務委託に係る費用

として、計上するものでございます。

続きまして、12ページの歳出につきまして、ご説明申し上げます。

9ページ及び12ページをお願いいたします。款1、議会費では予算額126万8千円で、50万4千円の増額となっております。

新施設建設調査特別委員会の設置により委員報酬を増額しております。

次に、款2、総務費、項1、総務管理費では予算額6千403万7千円で、前年度より98万9千円の増額、1.57パーセントの増となっております。主な増額理由は、人件費ボーナス分の増等によるものです。

次に15ページ、項2、監査委員費では予算額30万円で前年度と同額となっております。

次に15ページ、款3、施設費では予算額5億6千781万3千円で、前年度より4千258万8千円の増額、8.11パーセントの増となっております。

主な増額理由は、施設の安全稼働を確保し、機能維持を図るため毎年実施しています、定期修繕工事の費用として17ページの工事請負費で前年度より4千382万7千円の増額としております。増額の理由としましては、焼却炉1号炉の

中の排ガスの流れを制御するアーチレンガ部分が経年劣化により脱落の恐れがあり、それに係る費用や昨年整備を見送ったガス冷却設備、炉の各種計器装置点検整備等を実施する費用でございます。修理しないと排ガスの制御がきかなくなり、排出されるばいじん・ダイオキシン・塩化水素の濃度等に影響あり、稼働から35年以上経過し、随所で修理や部品交換等が発生している状況ではありますが、施設完成まで、できるだけ費用をかけず、安定稼働が続くよう努力してまいりたいと考えております。

次に18ページ、款4、公債費では予算額2千584万2千円で、前年度より327万4千円の減額、11.24パーセントの減となっています。

目1、元金で2千531万2千円、目2、利子で53万円を計上しております。

これは、事業に伴い借り入れました地方債の年次的償還元金と利子でございます。

平成29年度で粗大ごみ処理施設爆発防止対策整備事業債が完済となりましたので、元金で315万、利子で12万4千円の減となっております。

地方債については、25ページの表をご覧ください。

当該年度末現在高見込額は、1億5千187万6千円とな

っております。

以上が本案の提案理由説明でございます。

何卒、慎重審議のうえ、原案可決を賜りますよう、お願い申し上げます。

(議長 鎌倉文枝) これより、質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言を願います。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、楠本議員

(議員 楠本勝) 11ページなんですけど、アルミ等売却代金は、キロなんぼで何トンですか。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 先ほどの説明でも申し上げましたとおり、アルミ缶については単価が上がってきておりまして29年度の予算では、12万1千キログラムの予算で単価102円と設定しておりましたが、今回は単価115円、12万8千キログラムで予算設定させて頂いております。以上でございます。

(議長 鎌倉文枝) 他にありませんか。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 5ページの地方債5パーセント以内となって

おりますが、どういったことで、設定されているのですか。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 今現在利率が下がってきているのですが、上限を5パーセントにすることで、見直しも発生することもございますので、上限を5パーセントに設定させて頂いております。以上でございます。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) できるだけ安い所で借りて頂きたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それと、11ページのアルミ缶ですが、リサイクルで回収された分をここで売られてこの単価になっていると思いますが、リサイクルをするにあたって市民がリサイクルをして頂いて業者に売り、それを市町村に分担するというような、そのリサイクルという意義をもっとあるようなやり方で市町村に還元するということにできないのか、それは各市町村による話か分かりませんがそういったことを考えていかなくてはと思いますがどうでしょう。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 ト部茂和) 今中村議員が言われました通り組合市町の香芝市、王寺町と協議し検討してまいりたいと思います。以上でございます。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) やはり、リサイクルをして頂いているという意義が見えるような市民に対しアピールをしていったら更にリサイクルも進んでいくのではないかなと僕は思います。

それと、14ページの職員の健康診断についてでなんですが1万円は安いですね。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、ト部局長。

(局長 ト部茂和) 6名職員がおりまして、年に1回で行っておるんですが、香芝市で9月ごろ健康診断を行うんですが、そちらで参加させていただいております。以上でございます。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) ごみ処理施設において、普通の健康診断でよいのかというところ疑問を感じるところで、仕事に応じた健康診断ができないのかどうかというところで、どうでしょう。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 焼却施設の運営については日立造船に委託しております。事務局の職員が直接常時炉の中に入るとかは無いんですが、そういう場合は充分対策を取ってしていますが、検討していきたいと思います。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) まったくゼロということはありませんので、やはり体のことなので検討して頂きたいと思います。

それと16ページの有害ごみ処理業務委託料の有害ごみとは、何に当たるのですか。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 乾電池、蛍光灯の有害ごみですが、第5水曜日年に4回収集日がありまして、こちらに集められて業者に引き取ってもらう形になっております。以上でございます。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 先ほどの健康診断と関連しますけれども、有害ごみをここで仕分けされていて蛍光灯とか割れることがあることも含めてどういった対策、方法を取られているんです

か。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 収集車が集めてきたやつを香芝市と王寺町の
両市町から担当職員とかが来ていただいて処理をして頂いて
おります。あと、収集センターの職員もです。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 蛍光灯とか割れたら飛散することもあるんで、
対策でシート引いたりとかをされているんでしょうか。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 蛍光灯と乾電池ですが、最終的にはドラム缶
に分別して詰め込んでいただいて業者に持って帰ってもらう
状態なんで飛散することは余り無いと思うんですが、作業内
容については市と町に来ていただいているので、把握してお
りませんので申し訳ございません。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 一応ここで行っているのを把握して頂きたと
思います。やはり蛍光灯は割れないということは無いでしょ

う。なぜ有害ごみというかというところで、やはりそういったところの対策もごみ処理施設やから何をしても良いはというんじゃ無い、それなりの対策も含んで必要だと思って今の発言をさせて頂いた。やはりこういったことも踏まえてどういった作業をしているかということをちゃんと把握しておいてください。

(議長 鎌倉文枝) 他にありませんか。

(ありませんの声)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。

討論のある方、ご発言を願います。

(ありませんの声)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議第4号、平成30年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議なしと認めます。

よって、議第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、日程第8、その他報告ということで、事務局から報告を求めます。

(事務局ト部茂和) はい、議長。

それでは、私の方からその他報告といたしまして、新ごみ処理施設設置に向けての進捗状況等についてご報告させていただきます。参考資料として、A4のカラー資料、組合事業者選定スケジュール表をお手元にお配りしており、こちらにより説明させていただきます。

資料の一番上のところが組合議会、真ん中が審査選定委員会、いちばん下が事業者選定手続きとなっております。

前回の組合議会、昨年10月31日で報告させていただいた以降の新ごみ処理施設進捗状況についてですが、昨年9月11日の入札公告後、10月23日から27日まで入札参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付を行い、数社から参加表明書の提出があり、11月10日に参加資格審査結果通知を送付しております。

今年に入りまして、1月29日には、第3回審査委員会を開催し、提案書審査の進め方等について審議頂き、2月1日に入札・提案書の受付を行いました。残念ながら、参加資格が確認された参加業者より辞退届が提出され、現在辞退要因等を精査し、再入札公告に向け作業を進めているところです。当初の予定より事業が遅れる形となりますが、変更後の事業者選定スケジュール等が決まり次第、議員の皆様にはご報告させていただく予定でございます。

以上新ごみ処理施設設置に向けての進捗状況をご報告させていただきます。

(議長 鎌倉文枝) 質疑のある方、ご発言を願います。

(議員 中川廣美) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中川議員

(議員 中川廣美) スケジュールをもらっているんですが、これがだいぶ変わってくるんで先の見通しはどうですか。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 先ほども申し上げましたように入札辞退となりましたので予定価格や工期について十分精査したうえで今後のスケジュールを決定したいと考えております。

決定したスケジュールは組合議員の皆さんにご報告させ

て頂く予定をしていますのでよろしく申し上げます。

(議員 中川廣美) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中川議員

(議員 中川廣美) もう少し具体的に、何か月遅れるとか、全然
わからんのか、1年遅れるとか半年とかその見通しは。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 今の時点では何か月遅れるとか申し上げるこ
とは出来ません。できるだけ早い段階でスケジュールを報告
させて頂きたいと思います。

(議長 鎌倉文枝) 他にありませんか。

(議員 中村良路) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 組合議員が変わる可能性もありますので、香
芝市と王寺町の各議員さんに提出は可能なのでしょうか。

(局長 卜部茂和) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、卜部局長。

(局長 卜部茂和) 前回もありましたが、今回も両議会で報告さ
せて頂きます。

(議長 鎌倉文枝) 他にありませんか。

(ありませんの声)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、質疑を打ち切ります。

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

皆様方のご協力によりまして、議事が滞りなく進行できました。

心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、管理者、閉会の挨拶を願います。

(管理者 吉田弘明) 本日は、議員の皆様方には、何かとお忙しいなか、定例会にご出席を賜り誠にありがとうございました。

また、本日上程いたしました、それぞれの案件につきまして、議員の皆さまには、慎重審議をいただき、原案どおり可決・承認賜りましたこと厚くお礼申し上げます。

ご審議の中でいただきました、貴重なる皆様方のご意見を真摯に受け止め、本定例会で可決賜りました平成30年度の予算執行につきましても、新ごみ処施設建設に向け、着実に進めて参る所存でございます。

どうか議員の皆さまにおかれましても、今後とも、絶大なるご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

(議長 鎌倉文枝) ありがとうございます。

これをもちまして、平成30年香芝・王寺環境施設組合第
1回定例会を閉会します。

閉会 午前11時00分

以上、会議の顛末を記載し、その事実相違ないことを証し署名する。

平成30年2月20日

香芝・王寺環境施設組合議会

議 長

署名議員

署名議員